大阪府からのお知らせ

**電子申告のご利用に当たって（お知らせ）**

○　法人府民税・法人事業税・特別法人事業税の確定又は中間の申告・納付期限が近づきました。

eLTAXの利用者用ソフトウェア（PCdesk）を使用し申告データを作成する場合には、eLTAXの「プレ申告データ」をダウンロードしてご利用ください。

ダウンロードする手順については、eLTAXホームページの「よくあるご質問」から「プレ申告データ」と検索いただき、[「Ｑ PCdesk（DL版）を利用して、プレ申告データから申告データを作成する方法を教えてください。」](https://eltax.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/48/kw/%E3%83%97%E3%83%AC%E7%94%B3%E5%91%8A%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF)をご覧ください。

なお、申告に当たっては、次の点にご留意いただき、申告データを作成してください。

**（１）プレ申告データの内容について**

①　すでに予定申告又は中間申告を行い、これから確定申告を行う場合

**当該予定申告又は中間申告により、既に納付の確定した当期分の税額**

②　中間申告の義務があり、これから予定申告又は中間申告を行う場合

**前事業年度の税額に基づき計算した予定申告税額等**

**（２）納付書の送付について**

法人府民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書等の発送スケジュールについて

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/hojin-hasso.html>）を

ご覧ください。

**（３）税率等について**

・　法人府民税・法人事業税・特別法人事業税の税率（大阪府では超過課税を行っております。）につきましては、大阪府ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/zeiritu.html>）に

登載しておりますので、ご覧ください。

・　確定申告書に添付をお願いしております本府制定様式等につきましては、

法人府民税・法人事業税・特別法人事業税関係の様式のダウンロード

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/hojin-dl.html>）に

登載しています。ダウンロードの上、必要事項を入力し、申告データ送信の際、添付ファイル

として、併せて送信してください。

**（４）お問い合わせ**

担当の**府税事務所法人課税担当課**までお問い合わせください。担当区域については、７ページをご覧ください。

**電子証明書の有効期限にご注意ください。**

　電子証明書には、それぞれの発行機関や認証局によって有効期間（証明期間）が定められています。有効期間満了後の電子証明書は失効となり、eLTAXで使用できなくなります。

　eLTAXで利用する電子証明書を差し替える場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問 」から「電子証明書　差替え」と検索いただき、[「Ｑ 電子証明書の更新や変更が発生した場合、eLTAXへの手続きは必要ですか。」](https://eltax.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/168/kw/%E9%9B%BB%E5%AD%90%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%80%80%E5%B7%AE%E6%9B%BF%E3%81%88)をご覧ください。

石川県および富山県に主たる事務所等を有する法人の皆様へのお知らせ

この度の令和６年能登半島地震により被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

申告・納付等の期限を延長します。

　大阪府では石川県の一部地域（以下「指定地域」といいます。）における地方税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。これにより、指定地域に主たる事務所等がある法人の皆様につきましては令和６年１月１日以後に到来する申告・納付等の期限が自動的に延長されます。申請などの手続きは不要です。

納付書等の送付は見合わせ、電子申告のお知らせは格納します。

　２月以降の発送分については、当分の間、指定地域に主たる事務所などを有する法人の皆様への申告書・納付書等用紙の発送を見合わせさせていただきます。

　なお、「電子申告のご利用に当たってのお知らせ」につきましては、通常どおり、メッセージボックスへ格納しております。申告書等用紙のご要望がある場合は、担当の府税事務所までお問い合わせください。連絡先については、７ページをご覧ください。

延長後の期限について

大阪府告示第925号（令和6年６月２７日）により、富山県及び石川県の一部地域について延長後の期限を令和6年7月３１日と定めました。

大阪府告示第1653号（令和６年12月13日）により、石川県の一部地域について延長後の期限を令和７年１月３１日と定めました。

詳しくは大阪府のホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/zei_notohantoujisin.html>）をご覧いただくか担当の府税事務所までお問い合わせください。

指定地域外に主たる事務所等を有する法人の皆様へのお知らせ

指定地域外に主たる事務所等を有する法人の皆様で、今回の災害の影響により申告期限までに申告ができない場合、申告・納付等の期限の延長申請を行うことができます。

詳しくは、下記「災害による被災者に対する府税の軽減措置等について」をご覧ください。

災害による被災者に対する府税の軽減措置等について

法人府民税・事業税に関しては、災害により被害を受けられた方について、申告納付等の期限延長等の制度があります。詳しくは大阪府のホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/keigenn-ooame.html>）をご覧いただくか、担当の府税事務所までお問い合わせください。

法人府民税（法人税割）及び法人事業税の超過課税の適用期間の延長について

大阪府におきましては、道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に引き続き対応していく必要があるため、令和5年3月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税（法人税割）及び法人事業税の超過課税の適用期間を令和8年10月31日までの間に終了する事業年度分まで3年間延長しています。

法人府民税（均等割）の超過課税の適用期間の延長について

2025年からの数年間は、万博の成功とそのレガシーを活かしたさらなる成長を確実なものにするために非常に重要と考えています。引き続き多額の収支不足が見込まれている状況でも、大阪の成長を支える中小企業への支援に加え、新たな成長戦略に基づき、さらなる成長を支える企業への支援施策に投資していけるよう、令和7年3月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税（均等割）の超過課税の適用期間を令和10年3月31日までの間に開始する事業年度分まで3年間延長しています。

つきましては、延長の趣旨をご理解いただきまして、今後ともなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

超過課税のこれまでの主な活用事業について

■法人府民税（法人税割）・法人事業税

・都市基盤・都市再生の取組み（道路網・公共交通等の整備など）

・安心・安全の取組み（防災対策の充実、治水対策の充実など）

■法人府民税（均等割）

・大阪産業を支える中小企業への支援等（中小企業向け制度融資の損失補償、大阪産業技術研究所運営費交付金など）

・健康・医療・モビリティ分野に携わる企業支援等（国際的な最先端未来医療都市の実現、世界をリードする次世代モビリティの実現など）

・企業活動を支える環境対策等（万博を契機とした脱炭素社会の実現など）

詳しくは、電子パンフレット「[超過課税の概要（令和6年度版）](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/18455/chokapamphlet.pdf)」をご覧ください。

なお、本件については電子パンフレットP10「お問い合わせ先」へお問い合わせください。

また、税の活用例については[こちらのページ](https://www.pref.osaka.lg.jp/faq/faq_000386.html)にも掲載しています。

納税の猶予制度について

1. **徴収猶予**

災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止などにより、府税を一時に納めることができないときは、申請に基づき１年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

②　**換価の猶予**

　府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当するときは、申請に基づき１年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※猶予を受けようとする府税の納期限から６月以内に、担当の府税事務所・納税課に申請してください。

※申請する府税以外に、すでに滞納となっている府税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

詳しくはホームページ(府税あらかると)

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/nouzeinituite.html>）をご覧いただくか、担当の府税事務所・納税課までお問い合わせ下さい。

ｅＬＴＡＸを利用して申告・申請・納税が可能です

大阪府では、eLTAXを利用して電子申告、電子申請・届出及び電子納付を行うことができます。

全国どこでも利用でき、簡単・便利な電子申告をご利用ください。

大阪府で利用可能な手続きは以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電子申告 | 電子申請・届出 | 共通納税 |
| ○予定申告　　○均等割申告○中間申告　　○清算確定申告○確定申告○修正申告○清算事業年度予納申告 | ○法人設立・設置届出○異動届出○更正の請求○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請○申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 | ○本税の納付○見込納付○みなし納付 |

《《eLTAXの利用手続きについてのお問い合わせ先》》

PCdeskを利用した操作方法については、

eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、

eLTAXホームページの「よくあるご質問」（<https://eltax.custhelp.com/>）をご覧ください。

PCdesk以外のソフトウェアをご利用の場合は、ご利用のソフトウェアの製造元へお問い合わせください。

《《地方税共通納税システムについて》》

●地方税共通納税システムとは

共通納税とは、自宅やオフィスから、地方税の納付手続きを電子的に行うことです。共通納税は、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。また、**令和５年４月からは新たにクレジットカードによる納付が可能になりました。**

●納付できる税金の種類

法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、個人道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）、府たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税

●地方税共通納税システムのメリット

　１　全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納付することができ、

納付事務の負担が軽減されます。

　２　電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付することができます。

　３　事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納付することができます。（ダイレクト納付）

　４　地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納付できます。

●ご利用可能な納付手段

　・ダイレクト納付

　・情報リンク方式

　・オンライン方式（ＡＴＭ・インターネットバンキング）

　・クレジットカード

※ダイレクト納付の利用においては、手数料は不要です。

インターネットバンキング及びATM等の利用にあたっては、手数料が必要となる場合がありますので、金融機関にご確認ください。

　　なお、クレジットカードの利用においては、システム利用料が必要となります。

●ご利用可能な時間

時期や納付手段によってご利用可能な時間が異なります。詳しくはeLTAXホームページの「共通納税とは」

（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>）をご覧ください。

●取扱金融機関

各銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関でご利用いただけます。

（地方公共団体の指定する金融機関に限りません。）

●納付の手順

共通納税の手続きには、収納機関番号や納付番号などの納付情報が必要になり、以下の手順に従って納付を行います。

① 納付情報の発行依頼を行う

申告データ又は納付用の基本情報を入力して、納付情報の発行依頼を行います。

② 納付情報を受け取る

納税者が納付情報を受け取り、確認します。（代理人も確認可能です。）

③ 納付を行う

ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードにより納付を行います。

（ダイレクト納付、インターネットバンキング、ATMは金融機関により、利用可能な納付方法が異なります。）

→納付の手順に係る操作マニュアルなど詳細については、eLTAXホームページの共通納税の「納税の手順（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/jishin/>）」をご覧ください。

●納付済の確認方法

納付手続完了後、「納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

※納付できなかった場合、残高不足などの「エラー通知」が格納されますので、必ず納付状況(エラー情報)の確認をお願いします。

※納付日を指定して納付された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

＜注意＞

共通納税では紙の領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

領収書が必要な方は、従来どおり、窓口に納付書を持参して納付を行ってください。

ハートフル税制について

大阪府では、府内における障がい者雇用の促進及び職業の安定を図るため、次のとおり、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」（特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人又は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用）を実施しています。

◆軽減措置の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特定特例子会社 | 重度障がい者多数雇用法人 | 障がい者多数雇用中小法人 |
| 対象法人 | 平成22年４月１日から令和12年３月31日までの間に認定を受けた特例子会社で、次のすべての要件を満たすもの府内の事務所等において●雇用する障がい者である労働者が５人以上●雇用する労働者に占める障がい者の割合が20％以上●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30％以上重度身体障がい者等とは、重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者をいいます。 | 平成22年４月１日から令和12年３月31日までの間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次のすべての要件を満たすもの法人及び府内の事務所等ともに●雇用する障がい者である労働者が５人以上●雇用する労働者に占める障がい者の割合が20％以上●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30％以上 | 雇用する労働者の数が常時100人以下の法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの1. 平均雇用労働者数が4０人未満の場合は2人
2. 平均雇用労働者数が40人以上８０人未満の場合は３人
3. 平均雇用労働者数が8０人以上100人以下の場合は４人

※　平均雇用労働者数とは、法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。 |
| 軽減税目 | 法　人　事　業　税 |
| 軽減内容（＊） | 現行税率の９／10 | 現行税率の９／10(軽減額に上限があります。) |
| 適用年度 | 認定日の属する事業年度終了の日の翌日から５年の間に終了する各事業年度 | 要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から５年の間に終了する各事業年度 | 平成22年４月1日から令和12年３月31日までの間に開始する各事業年度資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている事業年度は適用しない |
| 提出期限 | 確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれ申告期限前30日まで |

■　この軽減税率の適用を受けるためには、上記の要件以外に対象法人ごとに定めた要件に該当するとともに、**商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループでの「事前確認手続」と府税事務所での「軽減税率の適用手続」の両方の手続**を経ていただく必要があります。

 詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループにお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ「ハートフル税制」（下記URL）をご覧ください。

（\*）軽減税率は外形標準課税の対象法人には適用されないため、ハートフル税制の対象外です。外形標準課税については、大阪府ホームページ「法人事業税の外形標準課税について」

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/gaikei.html>）をご覧ください。

**●「ハートフル税制」に関する確認申請・お問合せの窓口**

　**大阪府　商工労働部　雇用推進室　就業促進課　障がい者雇用促進グループ**

〒540-0031　大阪市中央区北浜東３－１４　エル・おおさか本館11階

　　電話：06-6360-9077/9078　FAX：06-6360-9079

　　URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syougai_zei/index.html>

成長産業特別集積区域における税制（成長特区税制）について

平成28年４月１日から、大阪府内の成長産業特別集積区域（成長特区）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。

成長産業事業計画の申請方法等については、次のお問合せ窓口にお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/tokku/index.html>）をご覧ください。

●**お問合わせ窓口**（令和７年4月1日現在）

|  |
| --- |
| 【制度について】大阪府 商工労働部 成長産業振興室　国際ビジネス・スタートアップ支援課　スタートアップ拠点形成グループ〒559-8555　大阪市住之江区南港北1丁目14－16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階電話：06-6210-9482　FAX：06-6210-9296【新エネルギー分野の申請方法について】大阪府　商工労働部　成長産業振興室　産業創造課　グリーンビジネスグループ〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目14－16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階電話：06-6210-9269　FAX：06-6210-9296【ライフサイエンス分野の申請方法について】大阪府　商工労働部　成長産業振興室　ライフサイエンス産業課　未来医療推進グループ　〒540-0008　大阪市中央区大手前３丁目2－12　大手前庁舎別館７階電話：06-6944-9144　FAX：06-6944-9098 |

お問い合わせ先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事務所名** | **電話・ファックス** | **郵便番号** | **所在地** | **担当区域** |
| 中央 | TEL 06(6941)7951FAX 06(6941)7935 | 540-8507(法人申告書送付専用郵便番号) | 大阪市中央区大手前３丁目１番43号大阪府新別館北館 | 大阪市内全域 |
| 三島 | TEL 072(627)1121FAX 072(627)1327 | 567-8515 | 茨木市中穂積１丁目３番43号（三島府民センタービル内） | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 |
| 豊能 | TEL 072(752)4111FAX 072(752)4124 | 563-8588 | 池田市城南１丁目１番１号（池田・府市合同庁舎内） | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 泉北 | TEL 072(238)7221FAX 072(222)6536 | 590-8558 | 堺市堺区中安井町３丁４番１号 | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 |
| 泉南 | TEL 072(439)3601FAX 072(423)1962 | 596-8520 | 岸和田市野田町３丁目13番２号（泉南府民センタービル内） | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |
| 南河内 | TEL 0721(25)1131FAX 0721(25)2192 | 584-8531 | 富田林市寿町２丁目６番１号（南河内府民センタービル内） | 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 中河内 | TEL 06(6789)1221FAX 06(6789)7442 | 577-8509 | 東大阪市御厨栄町４丁目１番16号 | 八尾市、松原市、柏原市、東大阪市 |
| 北河内 | TEL 072(844)1331FAX 072(846)3988 | 573-8501 | 枚方市岡東町１９番１号ステーションヒル枚方オフィスB　９階 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |

◎開庁時間はすべて平日の午前９時から午後５時４５分までです。